

答弁書第六号

内閣参甲第四号

昭和二十三年一月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出水害地農民に對する供出米に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年一月拾日

參議院議員小川友三君提出水害地農民に対する供出米に関する質問に対する答弁書

一、昨年産米甘藷の各縣に対する割当は水害その他災害に因る減收を繰り込み出来るだけ確實な收穫高を見込み、これに基いて一定の保有高を計算して割当高を決定したのでありますから、若し水害農村で收穫高よりも多い割当が現に行われて居るとすれば、その割当過重の分だけ他の町村の割当が軽くなつてゐる訳であり、縣内の末端に対する割当が適正に行われて居ないと見ざるを得ませぬ。このようなことは全く好ましがらざることでありますから、水害地については農家保有の実情を調査して適當な措置を講ずることと致したいと考えます。

なお未だ輸入食糧の見透しが明らかではありませんが政府としては欠配の起らないように努力致して居ります。

二、國內の食糧を完全に且公平に活用することが現在の我國の食糧事情から致しまして尤も必要なことでありますから水害地農村に於ける農家保有も非水害地の農村に於けると同様の取扱をして居り、その間

差別を設けて居りませぬ。生産資材等を失つた水害地農民に対する救済は自から別途の立場からなされるべきものと考へます。又實際問題として、水害激甚の地帯では、主要食糧の被害も甚だしく、實際には年間保有をしようにも保有出来ない農家が相当にありますので、このような農家については配給に於て考慮するの外はないと考へられる次第であります。